

(平成26年10月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和56年2月及び同年3月
③ 平成11年10月から12年5月まで

時期は不明であるが、私は、当時間借りしていた部屋の隣人に勧められて国民年金に加入し、申立期間①については、当該家の1階に住んでいた集金人に毎月国民年金保険料を支払っていた。申立期間②及び③については、自宅に届いた納付書で保険料を全て納付していた。

しかしながら、申立期間について保険料の納付済期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は当該期間直後の昭和56年4月にA市からB市に転入しており、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の当該期間を含む昭和55年度の検認記録欄に「他市町村で納入済」と記載されていることが確認できる。

また、申立期間②は2か月と短期間であり、当該期間の直前直後の期間は任意加入被保険者として国民年金保険料は納付済みであることから、当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録及び申立人が提出した国民年金手帳により、昭和41年12月14日に払い出されていることが推認できることから、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であり、

当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、オンライン記録によると、当該期間直後の平成12年6月及び同年7月の国民年金保険料が14年7月8日に過年度納付されていることが確認でき、当該過年度納付が行われた時点では、申立期間③の保険料は時効であることから、申立人は当該期間の保険料を納付することができない。

また、申立人は、納付書が送られて来たら必ず納付していたと供述しているが、申立期間③に係る保険料の納付時期及び納付場所等についての記憶が明確ではなく、納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 12 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時一緒に住んでいた姉が、姉夫婦の分と併せて納付してくれていた。最近、国民年金手帳が見付かり、その国民年金印紙検認記録欄の昭和 37 年 3 月及び 38 年 1 月から同年 3 月までの期間を除く分に検認印が押されているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 12 月までの期間及び 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間について、申立人が提出した国民年金手帳の写しの国民年金印紙検認記録から、A 市において国民年金保険料が現年度納付されたことを示す検認印が確認できる。

一方、申立人に係る国民年金被保険者台帳では、当初、前述の期間に係る検認記録の納付月数と符合する納付記録が記載されていたものの、昭和 36 年度から 39 年度までの欄に「還付」の押印が確認できること、40 年度の欄には保険料を還付したことを示す記載が見られること、備考欄には「厚生年金加入のため取消」と記載されていることなどから、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 12 月までの期間及び 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の保険料は還付されたものと考えられる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの期間に厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、本来、国民年金の強制被保険者である申立人の当該期間に係る被保険者資格の記録を取り

消したことについて、日本年金機構B事務センターは、当時、どのような確認を行い、資格取消処理を行ったかは不明と回答しており、当該期間の被保険者資格を取り消す理由が見当たらず、申立期間のうち、36年4月から37年2月までの期間、同年4月から同年12月までの期間及び38年4月から41年3月までの期間は、還付される前は納付済期間となっていたことから、これらの期間は納付済期間とする必要がある。

また、申立期間のうち、昭和37年3月及び38年1月から同年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉の当該期間の保険料は未納であり、申立人の姉の夫についても、昭和36年度は1か月の未納及び37年度は3か月の未納と記録されている上、申立人の当該期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

一方、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの期間について、オンライン記録から、申立人は39年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成19年6月まで継続して厚生年金保険の被保険者であった記録が確認でき、制度上、申立人は国民年金に加入することはできないことから、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年2月までの期間、同年4月から同年12月までの期間及び38年4月から39年6月までの期間の国民年金保険料について、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年7月から18年5月までの期間を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から18年6月21日まで
私のねんきん定期便を確認したところ、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務していた期間の標準報酬月額と厚生年金保険料控除額が、私が所持する給与明細書の支給額と相違している。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人は、申立期間のうち平成17年7月から18年5月までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額と同額又は報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成 17 年 7 月から 18 年 5 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書により、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち平成 17 年 7 月から 18 年 5 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成 17 年 6 月については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であるものの、同年 7 月から同年 12 月までの給与明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票の支払金額から推認される報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る記録を、申立期間①は1万1,000円、申立期間②は21万円、申立期間③及び④は19万円、申立期間⑤は19万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映しない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る賞与支給明細書により、申立人は、申立事業所から当該期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の申立人が保管する賞与支給明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万1,000円、申立期間②は21万円、申立期間③及び④は19万円、申立期間⑤は19万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月4日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和53年9月25日に、資格喪失日に係る記録を54年1月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月25日から54年1月16日まで
私は、申立期間について、採用された当初はC職、その後はD職としてA事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB事業所が発行した申立人に係る人事記録並びに平成26年4月25日付けで同事業所が申立人に送付した文書及び同事業所の回答により、申立人は、昭和53年9月25日から54年1月15日までの期間において、非常勤職員（賃金職員）として勤務していたことが認められる。

また、国の通達において、昭和50年4月1日からE機関（当時）及びF機関（当時）に勤務する賃金職員について、厚生年金保険に加入させる取扱いを認める旨の記載が確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、昭和53年9月1日に、女性職員36人が一斉に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、女性で申立人と報酬月額が同程度である複数の者の賃金職員としての採用日

は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日であることが確認できる。

加えて、前述の通達についてG団体は、「実施時期については、各事業所が個別に対処していたはずであり、全ての賃金職員が厚生年金保険に加入できたのは昭和 53 年頃だったと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、B事業所が提供した申立人の人事記録等から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は不明としているが、被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の仕事処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 9 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年3月までの期間、同年7月から48年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から47年3月まで
② 昭和47年7月から48年3月まで
③ 昭和48年7月から同年12月まで

私は、昭和40年頃に、両親と同居していたA市からB市C区へ転居した。転居後は私の妻が、遅れて納付することもあったが申立期間に係る国民年金保険料を同区役所に持参し納付していた。

納付の際に区役所窓口で発行される領収書は、年金手帳に貼付し保管していたので、年金記録を訂正してもらいたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、B市C区役所への国民年金保険料の納付について、「分割納付を行っていたが、納付の間隔が何か月も空くようなことは無かった。」と供述しているが、申立期間は合計で7年と長期間であり、申立期間に係る保険料の納付は多数回に及ぶところ、申立人に係るオンライン記録、特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿からは、申立期間①の始期の昭和41年7月から申立期間③の終期の48年12月までの期間において、2期分を3回（47年4月の保険料を同年12月、同年5月及び同年6月の保険料を48年1月、同年4月から同年6月までの保険料を同年6月）に分けて納付していることが確認できるのみであり、行政機関等が長期間かつ多数回にわたる申立人の納付に関する事務処理を誤るとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る特殊台帳の記録は未納となっており、オン

ライン記録と一致しているとともに、申立期間②及び③についてはB市の申立人に係る国民年金被保険者名簿とも一致している。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人の妻は、申立期間に係る保険料の領収書を貼付していたとする年金手帳について、申立人死亡による遺族厚生年金の裁定請求等のため社会保険事務所（当時）に提出した旨供述しているところ、日本年金機構D事務センターは、遺族厚生年金の裁定請求書に年金手帳の添付は見当たらず、未支給年金の請求書への添付については保存期間経過のため確認することができない旨回答している。

このほか、申立人及び申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 2 月まで

申立期間については、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、国民年金の未加入期間とされているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者カードから、申立人の国民年金の資格取得（昭和 53 年 3 月 23 日付けで強制被保険者資格取得）の届出が昭和 53 年 3 月 27 日に行われ、この時点で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間においては大学生であり、B市に居住していたが、実家の在るA市からB市に住所変更の届出を行ったかどうかは分からない旨供述しているところ、申立期間当時、A市を管轄していたC社会保険事務所（当時）及びB市を管轄していたD社会保険事務所（当時）の申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時、大学生は国民年金への加入は任意とされており、資格取得届出日（昭和 53 年 3 月 27 日）時点においては、申立期間に遡って国民年金に加入することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の

母親は既に死亡しており、保険料の納付等について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事業も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5315（福岡厚生年金事案 1823 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 9 日から同年 11 月 5 日まで
② 昭和 35 年 7 月 27 日から 36 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 12 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

脱退手当金の支給記録について、私は受給した記憶が無いので、平成 21 年に年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

脱退手当金が支給されたとされる昭和 45 年当時、私たち夫婦は夫の安定した給料のほかにも、A 市内の一等地に複数の不動産を所有し多額の賃料収入を得て生計は安定しており、脱退手当金を請求する理由はなく、私は出産を控えて体調も優れない状態で、退職から 5 年も経過して脱退手当金の請求手続をするはずがない。

また、私は、B 事業所を退職する際に、職員から脱退手当金を「置いとく（そのままにしておく）。」との説明を受けており、C 事業所に勤務していた期間の脱退手当金をあえて請求しないで、他の期間の脱退手当金を請求したとは考えられないので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る脱退手当金の支給決定は、申立人が B 事業所を退職した 4 年 4 か月後の昭和 45 年 5 月 15 日に行われているものの、脱退手当金の支給が決定された約 5 か月前である 44 年 12 月 12 日に申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号の重複取消の処理が行われていることが確認でき、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である上、申立人に係る脱退手当金計算書によれば、脱退手当金は、B

事業所、申立人がB事業所以前に勤務していたD社及びE事業所の被保険者月数及び標準報酬月額を基に算定されていることが確認できること、ii) 申立人は、当時、脱退手当金制度について承知していなかったと申し立てているが、B事業所における同僚二人は、「厚生年金は将来受給できるか否か分からないので脱退手当金をもらった方がよいとB事業所の事務担当者から言われた。」、「脱退手当金の請求を行ったと思う。」と供述している上、オンライン記録によれば、当該事業所を41年1月から43年8月までの間に退職した申立人を含む19人のうち、10人に脱退手当金の支給記録が確認できることなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成22年2月24日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を国が支給したとされる当時、複数の不動産を所有し多額の賃料収入を得ていたため、脱退手当金を請求する理由はないとして、不動産の登記事項証明書を新たな資料として提出し、申立期間について再度申立てを行っている。

しかしながら、前述の登記事項証明書により、脱退手当金支給決定当時に申立人の夫が不動産を所有していたことは認められるが、当時の経済事情のみをもって福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

このほかに福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 11 月に A 社に入社し、B 市に所在していた同社 C 支店で D 業務をしていた。時期は記憶していないが、同社は E 社に合併され、その後、経営母体が F 社に替わり、さらに G 社（現在は、H 社）になったが、私は継続して同一の事務室で D 業務をしていた。

私が G 社の厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 37 年 2 月 1 日までは、継続して E 社又は F 社に勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 E 社に係る申立てについては、申立人が申立期間当時の同僚として氏名又は姓を挙げた複数の者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が、申立期間の一部において確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E 社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主の代理人は、申立期間当時の資料は無く、当時の事務担当者も不明である旨回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A 社及び E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 31 年 2 月 1 日以降も、申立人が一緒に E 社の B 市に所在した事務所に勤務したとする同僚 3 人のうち、1 人は引き続き E 社の厚生年金保険の被保険者資格を取得し、別の 1 人は A 社の同資格を喪失した日の 1 か月後に E 社の同資格を取得してお

り、残りの1人は申立人と同様に申立期間に厚生年金保険被保険者記録を確認することができないことから、E社は必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと推認できる。

さらに、申立期間におけるE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない上、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 F社に係る申立てについては、申立人が申立期間当時の同僚として氏名又は姓を挙げた複数の者及び申立期間直後に申立人と同様にH社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がF社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、所在地がB市に係る厚生年金保険適用事業所記号番号払出簿において、申立期間に「F」という名称が含まれる厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、前述の複数の同僚は、自身もF社に勤務していたと供述しているものの、申立人と同様に同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、F社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

- 3 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 6 日から 36 年 10 月 1 日まで

私は、A社B事業所を退職した後に、社会保険出張所（当時）に脱退手当金を請求し、受け取った記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の支給決定に係る事務処理においては、社会保険出張所が脱退手当金の裁定請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示を記載することとされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者証には、A社B事業所を管轄していたC社会保険出張所（当時）で脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱 C」の押印が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）から脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 36. 11. 8」の押印が確認できる。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱 C」の押印が確認できる。

加えて、申立てに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和37年3月7日に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（熊本）厚生年金 事案 5318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 16 日から同年 12 月頃まで
② 昭和 43 年 3 月頃から同年 12 月頃まで

申立期間①については、私は、昭和 42 年初めにA社に入社し、同年 12 月頃までフルタイムで勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 6 月 16 日と記録されている。

申立期間②については、昭和 43 年 3 月頃から同年 12 月頃までB社（現在は、C社）D事業所においてフルタイムで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が提出した労働者名簿によると、申立人は、昭和 42 年 6 月 15 日に退職した旨の記載が確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録での離職日は、昭和 42 年 6 月 15 日である。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 42 年 6 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同月 26 日に健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

これらのことから、申立期間①において、申立人がA社に勤務していたとは認められない。

2 申立期間②については、申立人がB社D事業所における同僚として二人の氏名を挙げているところ、このうち同社において昭和 45 年 11 月 1 日から 50 年 4 月 16 日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一

人は、「申立人とは一緒にE業務をしていた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人のB社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、C社は、従業員を厚生年金保険に加入させる手続を社会保険事務所（当時）に行った際に、同事務所から交付される健康保険厚生年金保険被保険者資格決定通知書を保管しているものの、申立期間②当時において申立人の氏名は見当たらないと回答している。

また、申立期間②の始期である昭和43年3月頃のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、前述の同僚からは、厚生年金保険料の給与からの控除等についての具体的な供述を得ることはできない上、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月中旬頃から同年 5 月 2 日まで

私は、平成 12 年 4 月中旬頃に、A 市に在った B 社 C 事業所の社員として働き始め、寮に待機しながら 3 日間の研修を受けたが、同年 5 月 1 日に退職し、同月 16 日に私の金融機関の口座に 1 万 2,000 円の入金があった。

退職した際に、入社時に提出していた年金手帳を返してもらえなかったため、D 市の実家に戻ってから B 社 C 事業所に連絡したところ、年金手帳と一緒に、寮費、電気代、厚生年金保険料等を控除した後の支給額が 1 万 2,000 円と記載された給与支給明細書が届き、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立人名義の金融機関の預金通帳への B 社からの入金記録から、期間の特定はできないものの、申立人が同社 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、B 社が申立期間中に加入していた E 健康保険組合（現在は、F 健康保険組合）は、申立人の加入記録は確認できないと回答している。

また、オンライン記録によると、B 社 C 事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、申立人が申立期間において一緒に研修を受けたとして氏名を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、B 社に係るオンライン記録で確認できるが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、前述の同僚は、B社C事業所には平成12年4月から勤務を始めた
と供述しているところ、当該同僚は、同年6月1日にB社に係る厚生年金保
険被保険者資格を取得していることから、同社では、従業員を必ずしも採用
と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B社は、「当時の資料は残っておらず、厚生年金保険の加入状況及
び保険料の控除等については確認できない。」と回答している上、前述の同
僚からは、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の給与からの控
除等について具体的な供述を得ることはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から
控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立
期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及
び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたと認めることはできない。